

国立大学法人福井大学における 会計監査人候補者の選定について(公募)

令和6年12月23日
国立大学法人福井大学

国立大学法人は国立大学法人法の定めにより、会計監査人による監査を受けることとされています。この会計監査人は、国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第40条により、文部科学大臣が選任することとされており、また、選任に当たっては、各国立大学法人が会計監査人候補者を選定し、文部科学大臣に候補者名簿を提出することとされています。

については、令和7年度から令和9年度の本学の会計監査人として就任を希望される監査法人又は公認会計士の方から提案書を募集しますので、下記により関係書類の提出をお願いします。

記

1. 会計監査人の資格

- (1) 準用通則法第41条に定める資格を有する監査法人又は公認会計士であること。
- (2) 会社法第337条第3項における欠格事由のないこと。
- (3) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 本学契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2. 会計監査人の業務期間

令和7年度から令和9年度までの3ヶ年を前提とします。ただし、毎年度文部科学大臣の選任を受ける必要があることから、契約は単年度契約になります。

このため、会計監査人の任期は令和7年度の財務諸表についての準用通則法第42条に規定する財務諸表承認日までとなります。

令和8年度、令和9年度については、各年度、本学において監査業務内容等を評価・検証したうえで、候補者とすることが適切であると認められる場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとします。

なお、選定された者が行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化等により適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定見直しの対象となります。

3. 提出書類及び部数

- (1) 提案書 紙媒体（A4縦型：横書き、左綴じ）10部、電子媒体1部
- (2) 監査費用見積書 令和7年度から令和9年度 各年度別に1部
- (3) 貴監査法人等が発行している最新のパンフレット等 1部

4. 提出書類の提出期限

令和7年1月31日（金）【郵送又は持参、17時必着】

5. 提出先及び問い合わせ先

〒910-8507 福井県福井市文京3-9-1

国立大学法人福井大学 監査室

電話：0776-27-9790（直通）

e-mail：kansa@ad.u-fukui.ac.jp

6. その他

(1) 選定方法

本学設置の会計監査人選定委員会において、提出される提案書の内容についてプレゼンテーションを実施し、本学策定の「会計監査人候補者選定基準」に基づき選定委員が評価を行い、各評価項目の得点合計「総得点」と監査見積費用を総合的に評価する方式であり、監査見積費用を「総得点」で除算し、その1得点当たりの費用が最も安価なものから順に候補者として順位を付して会計監査人候補者を選定します。

プレゼンテーションの実施日時、場所については後日連絡します。

(2) その他詳細については、公募要領による。